

開催要項

令和7年度 保育士等キャリアアップ研修【保健衛生・安全対策】

1.目的

保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。

安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。

他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。

離島・中山間地域の保育所等、3日間の集合研修への参加が難しいといった状況に対処し、より多くの受講対象者に研修機会を提供するため、保育士等キャリアアップ研修の【保健衛生・安全対策】をeラーニングと集合型研修を組み合わせ実施します。

2.実施主体 島根県

3.実施機関 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） （eラーニング委託業者：一般社団法人保育 ICT advance）

4.会場・実施期間・時間・定員

会場	eラーニング視聴期間（各事業所内）	集合研修（各会場）	定員
出雲	令和7年（2025） 7月22日（火）～8月29日（金）	10月14日（火） 9：30～16：40	60名
益田		10月28日（火） 9：30～16：40	40名
松江		11月10日（月） 9：30～16：40	60名

【集合研修会場】

出雲会場：パルメイト出雲「パルメイトホール」（出雲市今市町 2065）

【徒歩】JR 出雲市駅より徒歩 2 分

益田会場：益田市総合福祉センター「大集会室」（益田市須子町 3-1）

【バス】JR 益田駅前より梅月線乗車⇒益田市総合福祉センター前下車（3 分）

松江会場：くにびきメッセ「多目的ホール」（松江市学園南 1-2-1）

【バス】JR 松江駅 1 番乗場 北循環線内回り⇒くにびきメッセ前下車（3 分）

5.研修の概要

○研修の実施方法

- ・eラーニング（パソコン等のインターネットを利用した講義）を各事業所内で視聴後、集合型研修（各会場ごと）で講義・演習を組み合わせで行う研修
- ・厚生労働省が定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施します。
- ・eラーニング研修（9 時間）+集合型研修（6 時間）。各研修受講完了後の報告書（レポート）、アンケートの提出。

6.参加対象

経験年数が概ね 3 年以上の保育士（園長・主任保育士は除く）。左記に該当しない方でもお申し込みは可能です。

7. 申込方法・受講決定・受講料等

(1) 申込期間 **令和7年5月1日(木)～6月2日(月) 13時まで**受け付けます。

※同一事業所において複数名申し込むことは可能ですが、定員に達した場合は受講を制限することがあります。

※申し込みは基本的に事業所を通しておこなってください。(個人での申込はできません)

○申込期間中に「[島根県福祉人材センターホームページ \(https://www.shimane-fjc.com/\)](https://www.shimane-fjc.com/)」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込んでください。

○期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。

○『研修受講サポートシステム』に個人の情報を入力される時は、生年月日、保育士登録番号、氏名等お間違いのないよう、十分ご注意ください。

○『研修受講サポートシステム』の申し込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は、要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 受講決定等

①受講を決定した場合、締切後概ね 10 日程度で「受講決定通知書」を送付します。また、受講をお断りする方にはその旨お知らせします。

②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

③e ラーニングの視聴 ID・パスワード等は別途委託業者から、システムへ登録いただいたメールアドレス(事業所)へ送信されます。

④受講決定通知を受けた受講者の方には各事業所へ研修テキストを委託業者より送付いたします。

⑤ e ラーニング受講に必要な視聴環境等(インターネット環境や動画再生・音声出力・WEB カメラによる顔認証ができるパソコン等)は各事業所で準備してください。

基本的には集合研修同様、研修を受ける体制で、事業所にて受講をしていただきます。原則として事業所以外の自宅等からの受講は認められません。(視聴時刻・視聴進捗状況は実施機関で管理します)

⑥研修受講にあたっては、各事業所内で受講計画等を立てて受講をお願いします。

(3) 受講料等

受講料 ひとり 3,000 円 (消費税非課税)

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)

8. 修了認定について

(1) 受講者が研修(e ラーニング 9 時間+集合研修 6 時間)を全部受講し、実施機関がレポートの提出・動画視聴時間等を確認したのち、島根県により修了が認定された方には、各会場の研修終了後、概ね 1 カ月程度で修了証書の交付・発行をいたします。

(2) e ラーニング研修で以下の事に該当する場合、修了証書の発行はできません。

1. 受講者以外の者が代わりに受講した場合
2. 休憩時間や休日・就業時間外に視聴した場合
3. レポートが未提出の場合
4. 全部視聴しなかった場合

※集合研修参加に際しては、「研修受講(集合研修)にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

9. 問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (島根県福祉人材センター) 担当: 上谷・三神

TEL: 0852-32-5975 FAX: 0852-32-5956 HP: <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿、名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

eラーニング研修カリキュラム

【第1章 保健計画の作成と活用】	
第1節 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成	保健計画の作成と活用/保健計画作成の手順/保健計画の内容/保健計画の種類/保健計画の作成/計画実施のポイント/職員の協力体制/家庭との連携
第2節 保健活動の記録と評価	保健活動の記録と自己評価/保健計画や保健活動の各段階別の評価/マネジメントサイクル/客観的評価の一例としての身体発育評価/身体計測方法
第3節 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応	個別的な配慮の必要性/ぜんそく/アトピー性皮膚炎/糖尿病/脳性麻痺/医療的ケア児
【第3章 保育所における感染症対策ガイドライン】	
第1節 保育所における感染症対策ガイドラインの理解	感染症とその三大要因/保育所における感染症対策/感染症に対する主な対策/衛生管理
第2節 保育所における感染症の対策と登園時の対応	感染症の疑いのある子どもへの対応/感染症発生時の対応/罹患後における登園時の対応/感染症対策の実施体制と子どもの健康支援/登園基準
【第4章 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するための理解と実践】	
第1節 血液を介して感染する病気およびその防止	子どもたちの遊びや生活において/血液についての知識/ガイドラインの理解/保育所、職員の衛生管理
第2節 B型肝炎の理解と感染防止	B型肝炎の理解/保育所でのB型肝炎感染防止対策/B型肝炎感染予防策としてのワクチンの役割/B型肝炎母子感染防止事業/B型肝炎ワクチンの定期接種/血液・体液を介する感染のまとめ

集合研修 会場日程

日付	時間	科目・講師
	9:00~9:25	受付
	9:25~9:30	開講・オリエンテーション
出雲会場 10月14日(火)	9:30~16:30 ※昼食休憩あり	【講義・実技】 「第2章 事故防止および健康安全管理」 「第5章 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応」 (事故防止および健康安全管理に関する組織的取組) (体調不良や傷害が発生した場合の対応) (応急手当および一次救命処置の習得)
益田会場 10月28日(火)		
松江会場 11月10日(月)		
	16:30~16:40	アンケート入力
		【講師】 日本赤十字社島根県支部赤十字幼児安全法指導員

研修受講（集合研修）にあたっての注意事項及び留意事項について

1. 受講状況の確認及び修了証書の発行について

(1) 各科目の終了後に「出席簿」にフルネームでサインをお願いします。この出席簿へのサインにより、受講状況の確認をしますので、忘れないようにご注意ください。なお、1科目でも欠席、遅刻、早退等により受講時間を満たさない場合は修了証書を発行できません。

(eラーニング研修を全部視聴し、レポート・アンケートの提出後、集合研修へも参加いただき、すべての科目を修了することが条件となります)

(2) 本研修は皆様ご存じのとおり、保育の専門職として保育人材の育成、処遇改善につながる重要な研修です。

そのため、研修受講態度が著しく不良であると認められた場合（※①～⑥）研修内容を明らかに理解できていないと判断された場合は、修了証書の発行を行わない可能性がありますので予めご了承ください。

（研修の全日程を終了している場合でも、研修修了者と認めない場合があります。）

①遅刻や早退等で研修の全日程を受講できない場合

②事前課題が適切に実施されていないと判断された場合

③研修に参加するものとして好ましくない行為（携帯電話の過度な使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、内職や居眠り等）

④他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為

⑤研修の円滑な実施を妨げる行為（演習等での消極的な態度や他の受講者との非協力的な姿勢（グループワーク等において消極的な態度も含む））

⑥その他、講師やファシリテーター、事務局からの注意を受けていても受講態度が改善されない場合

以上の注意事項に心掛け、研修の受講者としてふさわしい姿勢やマナーをもって、誠意ある態度で研修に臨んでいただきますようお願いいたします。

(3) 緊急かつやむを得ない事情による場合は、島根県と協議のうえ決定します。

2. その他

(1) 昼食は各自でご用意ください。

(2) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

(3) 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。

(4) 研修中は、携帯電話はマナーモードにし、緊急時以外の使用はお控えください。

(5) 研修中のパソコンやタブレットの使用は、研修に関係のない行為であるかどうかの判断に影響するため、使用は認めません。

(6) 研修内容の録音・録画及び研修会場の許可されていないものの撮影は、一切禁止とさせていただきます。

(7) 研修受講にあたって配慮が必要な方は、申込時にご相談ください。

(8) 受講者の健康状態によっては、研修参加をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

(9) マスクの着用は個人の判断を基準とします。

(10) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

上記内容をご了承のうえ、研修申込をしていただきますようお願いいたします。